

旭中学校運動部活動の方針

延岡市立旭中学校 平成31年 3月 策定 平成31年 4月 施行
--

本方針策定の趣旨等

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、また、学校の文化部活動は、芸術文化に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者(以下、部顧問という。)の指導の下、学校教育の一環として行われ、学校のスポーツ振興と競技力向上、学校の芸術文化活動を大きく支えてきた。

また、体力や技能の向上・芸術文化等の能力向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に係る課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存在の危機にある。

将来においても、本校の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成や芸術文化等の活動に親しむ基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツや音楽活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

「旭中学校運動部活動の方針」(以下、「本校の方針」という。)は、生徒にとって望ましいスポーツ環境や芸術文化環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
本校は、「延岡市運動部活動の方針」(以下、「市の方針」という。)に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、学校の設置者(以下、「延岡市」という。)による市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」(以下、「学校の活動方針」という。)を策定する。部顧問は、「年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)」(以下、「学校の活動計画等」という。)を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、学校の活動方針及び学校の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2)指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や芸術文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動でのガイドライン」及び文化庁が平成 30 年 12 月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
文化部顧問は、長時間の活動が、精神的・体力的に負担が大きく、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題がありことを踏まえた上で、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進めていかなければならない。
また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ウ 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引き」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
 - ① 学期中の休養日の設定
週当たり2日以上を休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」において「家庭の日」として規定している第3日曜日は、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

② 長期休業中の休業日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

③ 1日の活動時間

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

* 県の競技力に関する指定校(競技力強化指定校、競技力向上推進校、拠点校)及び市の中学校競技力向上強化指定校の指定部においても、原則、3ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、指定校の趣旨を踏まえて、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。

イ 校長は、1(1)に掲げる学校の活動方針の策定に当たっては、3ア①～③の基準を踏まえるとともに、市の方針の基準に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、万全の安全対策を講じること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置及び性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

イ 校長は、部員数の減少に伴い、本校だけでは競技の規定人数に達することができずに各競技会等に参加できない場合には、生徒のスポーツ活動や芸術文化活動の機会が損なわれないことがないよう、近隣学校と連携し、合同部活動の取組の工夫改善に努める。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ環境や芸術文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や芸術文化環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

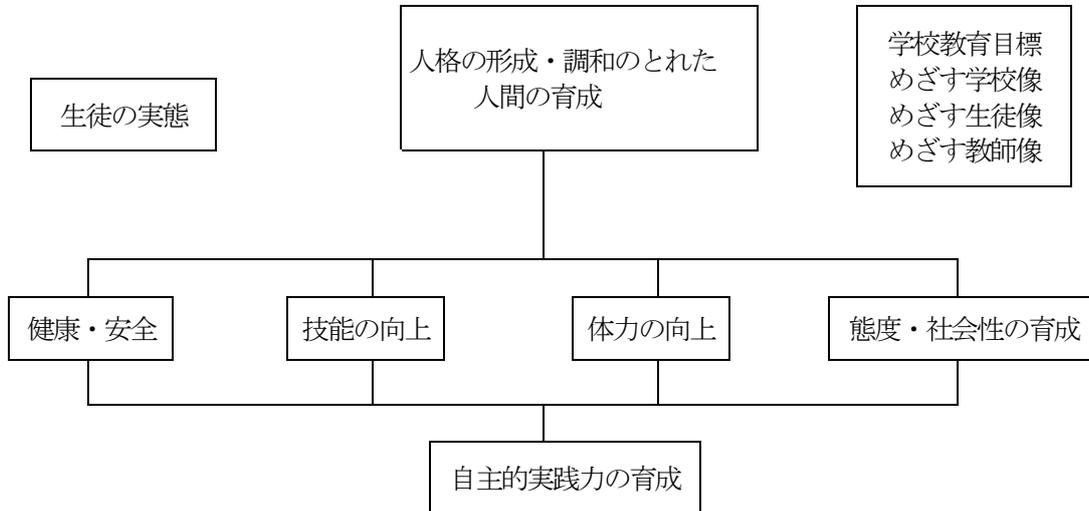
ア 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

※ 詳細については、別途「旭中学校部活動規約」で定める。

令和7年度 旭中学校 部活動規約

1 部活動のねらい

- (1) 生徒の技能や体力面だけでなく、基本的な生活習慣、友情や信頼感などの育成を図る。
よって、教師側は生徒の学校生活の状況や態度面での実態を充分把握し、共通理解を図る。
- (2) 活動意欲を高め、目的意識を持たせる。
- (3) 部活動を通じてスポーツマン精神を学び、チームワークの育成に努める。



2 指導のねらい

「態度・社会性の育成」「体力の向上」「技能の向上」「健康・安全意識の高揚」の4つの柱を掲げ、それらをもとに調和のとれた人間の育成、個性の伸長など人間形成に関するねらいを達成するためにおこなわなければならない。

3 部活動心得

(1) 目的

- ① 心身を鍛え、部活動と学習を両立させる。
- ② 部員相互の信頼感を育て、責任感、協調性、忍耐力を養う。
- ③ 正しい礼儀、ルールを守る習慣を身につけ、生活態度を向上させる。

(2) きまり

① 平日の活動 (年度途中で変更や試行期間が入る可能性があります)

放課後のみとし、90分間(16:05~17:35)とし、下校時刻(校門通過)を17:45を厳守する。

* 帰りの会終了時刻(15時55分)を厳守する。

* 顧問が不在の時は、原則として練習中止とする。

② 土曜日・日曜日・祝日の活動

ア 顧問が同行している時に限り活動できる。ただし、保護者責任者に顧問が依頼して、保護者が責任持てる場合のみ活動できる。

イ 活動時間は、原則として8時から部活動終了時刻までとする。(練習時間は3時間程度)

ウ 原則として土日のどちらか、及び水曜日をリフレッシュデーとし、週に2回休養日を設ける。

また、毎月第3日曜日は「家庭の日」とし、原則休みとする。ただし、大会や大会前等どうしても活動する場合は、その替わりの休養日を設定する。

③ 長期休業中の活動

活動時間は、原則として8時から17時の中で3時間程度とする。

④ テスト前における活動の停止

○ 定期テストは3~5日前からテスト終了日までを部活動停止とする。

⑤ 活動時間の延長やテスト期間（テスト前を含む）の部活動停止期間に大会に参加したり、練習を行ったりする場合、学校長の許可を得て、保護者の同意書を取った上で、職員会で了承を得てからとする。
この場合、生徒の学習する時間を確保するため、大会参加や練習時間については必要最小限とする。

⑥ 学級・各行事との関連
活動においては、学級・学校行事・生徒会行事を優先する。

⑦ その他

ア 放課後、部活動生に指導を要する場合には、必ず顧問と連絡をとる。

イ 部室は、部活動以外の目的には使用せず、部活動中以外の出入りは禁止する。

ウ 学校で活動する場合の自転車使用については許可するが、必ずヘルメットを着用すること。

また校内では、自転車を押して決められた場所へ整列して駐輪し、必ず施錠をする。

エ 部活動終了時刻・校門を出る時刻をきちんと守り、交通ルールやマナーを遵守して帰宅する。下校時刻が守られない場合は、部活動停止となることもある。

(3) 部活動の停止

学校のきまり等に違反した場合には、当該生徒においては原則3日間の停止及び奉仕活動とする。期間中の活動内容やそれ以上の停止期間は、部顧問会で決定する。ただし、部活動中の違反や部員集団での違反等の場合は、部全体での部活動停止及び奉仕活動となることもある。(部顧問会で話し合い、学校長が決定する)

4 部顧問会

(1) ねらい

部活動を円滑に運営していくために、学校の部活動について考え方や基本計画をもとに指導者が意見交換を行い、共通理解を図る。

(2) 協議内容(例)

- ・ 態度育成のために何に指導の重点を置くか。 ・ 生徒の指導を受ける心の育成(謙虚さ・向上心など)
- ・ 挨拶指導 ・ 時間厳守指導 ・ 練習時の服装など

(3) 指導の重点

- ・ 挨拶、練習試合・大会における態度 ・ 集団作り ・ マナーの育成 ・ 健康管理と基礎体力

(4) 部活動停止及び奉仕活動等について

部活動規則を守れない部員があった場合、教育的配慮として当該生徒においては部活動停止及び奉仕活動を行う。基準は3日間の活動停止及び奉仕活動とするが、内容によっては部全体での部活動停止及び奉仕活動とすることもある。本会においてその内容を協議し、校長が決定する。

5 部活動キャプテン会

(1) 意義

部活動が充実したものになるためには、生徒一人一人の部活動に対しての興味・関心を高めていくことが必要である。部活動の方針を理解し、部活動全体で共通理解を図りながら、問題点などを話し合い、解決していく場とする。

(2) ねらい

- ・ 各部のキャプテンが建設的な意見を言える雰囲気作りに努める。
- ・ 学校内でのリーダーとしての自覚を育てる場とする。

(3) 活動内容

- ・ 歓迎行事(部活動紹介)の確認
- ・ 地区・県総合(秋季)大会前の確認

6 入部・退部について

(1) 入部に際しては、部活動紹介や見学等でその部の活動内容などを理解した後、保護者の同意を得なければならない。

(2) 退部に関しては、本人と保護者、学級担任、顧問などが十分に話し合った結果、決定することが望ましい。

(3) 入部の手続き

部活動紹介→入部届配布→入部届提出(印鑑をもらう) ①学級担任 → ②部顧問 → ③体育主任
2・3年は、4月11日(金)までに提出すること。
1年生は、4月25日(金)までに提出すること。(受付は随時行う)

(4) 退部の手続き

退部届提出(印鑑をもらう)

①学級担任 → ②部顧問 → ③体育主任(承認)

(5) 1年生の見学・体験期間について(※土日は除く)

見学期間：4月10日(木)～

体験期間：4月11日(金)～4月24日(木)

※ 学校生活に慣れることを最優先に考え、4月中は入部届を提出した後でも、16時05分終了、16時15分までに下校させる。(活動は、顧問がいるときに限る。)

7 3年生の部活動引退後の活動について

(1) 3年生の部活動引退については、原則、運動部については「中学校総合体育大会」、吹奏楽部については「県吹奏楽コンクール」とするが、各部活動によってその後の大会参加を認める。ただし、学校長の了解を得て、職員会でその旨を連絡する。また、生徒や保護者にも説明をしっかりと行う。

(2) 部活動引退後、練習への参加は原則認めない。ただし次の場合は、認めることもある。この場合、必ず部顧問及び学年職員に許可を得たうえで活動すること。

ア 部員数が少なく、1、2年生だけでは大会前の練習が十分にできない場合。(地区秋季体育大会前に限る)

イ 私立高校の特待制度、県立高校のスポーツ推薦で合格(内定)した後の活動。

ウ 3年生の「お別れ試合」のための準備期間。(私立高校の進路決定または県立推薦入試で内定を得たもの、県立高校一般入試後)

※ 卒業後については、中学校の部活動に参加させない。

8 外部指導者(ベンチ入り)の承認についての手順

(1) 外部指導者(ベンチ入り)の承認についての手順

① 年度当初に学校長より、地区中体連会長を通じて県中体連会長に申請する。

② 5月の県中体連評議員会で承認

③ 承認の取消し→下記のベンチ入り条件から逸脱するような事態が発生した場合

【ベンチ入り条件】

① 学校の教育方針を理解し、年間を通して計画的な指導ができる者

② スポーツ指導員等の資格を有しているか、または専門的な指導技術があると認められる者

③ 技術指導だけでなく、生徒指導面への配慮もできると認められる者

④ 部顧問及び保護者との連携を図り、教育的な指導が望める者

⑤ 県中体連が指定する、外部指導者講習会を受講できる者

* 講習会受講者は県大会ベンチ入り有資格者として認め、認定証を交付する。(3年間有効)

* 認定証を所持している外部指導者には、大会の監督会時にベンチ入り許可証を配付する。

(2) 外部指導者導入の手順及び留意点

① 4月当初に部活動の顧問が決定した後、部顧問会での部で外部指導者の必要性について意見を聴取し、外部指導者導入について協議する。

② 学校長の承認を得て、外部指導者に内諾を得た後、部顧問会において外部指導者導入の部を確認する。

③ 学校長は、外部指導者に委嘱状を交付する。

令和7年度部活動担当職員

部活動名	顧問	副顧問
軟式野球	木野 孝俊	冨師 秀典
サッカー	梶原 玲爾	長友 良仁
バスケットボール男子	薬師寺 俊博	椛山 亜衣
バスケットボール女子	向井 麻莉	津島 佳予子
バレーボール女子	吉田 弘典	坂本 陽香
ソフトテニス女子	橋口 愛	三輪 恵子
吹奏楽	黒木 紗也華	西條 晴登
競技名	担当	
陸上競技	松尾 正子	
剣道	津島 佳予子	
柔道	中本 弓子	